

第59回京都市都市計画審議会 会議録

日時 平成28年8月5日 午後1時30分～午後3時20分

場所 ホテルセントノーム京都 2階 「平安」

京都市都市計画審議会事務局

第59回 京都市都市計画審議会議事事項

議事番号	議事項目	備考	頁
計議第245号	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 用途地域の変更について (京都市決定)		2
計議第246号	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 娯楽・レクリエーション地区の変更について (京都市決定)	太秦娯楽・レクリエーション地区の変更	5
計議第247号	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 高度地区の変更について (京都市決定)		7
計議第248号	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 地区計画の変更について (京都市決定)	太秦娯楽・レクリエーション地区地区計画の変更	15
計議第249号	産業廃棄物処理施設の敷地の位置について	建築基準法第51条ただし書の適用	29

・報告事項

地域まちづくり構想の策定について (P43~)

京都市都市計画審議会委員名簿

・条例第2条第2項第1号委員

荒川	朱美	京都造形芸術大学教授	欠席
奥原	恒興	京都商工会議所専務理事	
川崎	雅史	京都大学大学院教授	
佐藤	由美	奈良県立大学准教授	欠席
椎葉	充晴	一般社団法人流出予測研究所会長	
須藤	陽子	立命館大学教授	
塚口	博司	立命館大学特任教授	
中嶋	節子	京都大学大学院教授	
葉山	勉	京都精華大学教授	
山崎	糸治	前一般財団法人京都市都市整備公社理事長	
山田	春美	公益社団法人日本水環境学会関西支部名誉理事	

・条例第2条第2項第2号委員

小林	正明	経済総務委員
下村	あきら	教育福祉委員
田中	明秀	まちづくり委員
西村	義直	経済総務委員
井上	けんじ	まちづくり委員
西野	さち子	経済総務委員
樋口	英明	経済総務委員
かわしま優子		教育福祉委員
国本	友利	交通水道消防委員
安井	つとむ	交通水道消防委員
村山	祥栄	まちづくり委員
豊田	貴志	経済総務委員

・条例第2条第2項第3号委員

小林	稔	国土交通省近畿地方整備局企画部長
(代理出席)	馬渡	真吾 京都国道事務所長
山本	悟司	京都府建設交通部長
(代理出席)	壺内	賢一 都市計画課長
片山	勉	京都府警察本部交通部長
(代理出席)	岡本	哲治 交通規制課調査官

・条例第2条第2項第4号委員

原	小壽
伊藤	正和

○塚口会長 それでは、ただいまから議案の審議に入ります。

お手元の議案書にございますように、本日、市長から諮問を受けております
案件は2案件5議案でございます。これからのお会議運営につきまして、委員の
皆様方の御協力をお願いいたします。

計議第245号
都企計第52-1号
平成28年7月14日

京都市都市計画審議会
会長 塚口 博司 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）用途地域の
変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
用途地域の変更（京都市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域	約 148 ha	5/10 以下	3/10 以下	—	100 m ²	10m	1.0%
	約 898 ha	6/10 以下	4/10 以下	—	100 m ²	10m	6.0%
	約 2,008 ha	8/10 以下	5/10 以下	—	100 m ²	10m	13.4%
	約 496 ha	10/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	10m	3.3%
	小計 約 3,550 ha						23.7%
第二種低層住居専用地域	約 17 ha	8/10 以下	5/10 以下	—	100 m ²	10m	0.1%
	約 3 .7 ha	10/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	10m	0.0%
	小計 約 21 ha						0.1%
第一種中高層住居専用地域	約 94 ha	15/10 以下	5/10 以下	—	—	—	0.6%
	約 2,190 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	14.6%
	約 72 ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.5%
	小計 約 2,356 ha						15.7%
第二種中高層住居専用地域	約 678 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	4.5%
	約 35 ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.2%
	小計 約 713 ha						4.7%
第一種住居地域	約 1,775 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	11.9%
	約 7 .0 ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.0%
	小計 約 1,782 ha						11.9%
第二種住居地域	約 1,041 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	6.9%
	約 233 ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.6%
	小計 約 1,274 ha						8.5%
準住居地域	約 8 .0 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.0%
	約 89 ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.6%
	小計 約 97 ha						0.6%
近隣商業地域	約 198 ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	1.4%
	約 761 ha	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	5.0%
	小計 約 959 ha						6.4%
商業地域	約 21 ha	30/10 以下	—	—	—	—	0.1%
	約 504 ha	40/10 以下	—	—	—	—	3.4%
	約 55 ha	50/10 以下	—	—	—	—	0.4%
	約 237 ha	60/10 以下	—	—	—	—	1.6%
	約 191 ha	70/10 以下	—	—	—	—	1.3%
	小計 約 1,008 ha						6.8%
準工業地域	約 1,696 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	11.4%
	約 169 ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.1%
	約 8 .0 ha	40/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.0%
	小計 約 1,873 ha						12.5%
工業地域	約 973 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	6.5%
	約 309 ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.1%
	約 3 .8 ha	40/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.0%
	小計 約 1,286 ha						8.6%
工業専用地域	約 68 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.5%
合計	約 14,987 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

(適用除外)

1 次の各号のいずれかに掲げる公共施設等の整備等（以下、「公共施設等の整備等」という。）が行われる際、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば前記の建築物の敷地面積の最低限度（以下、「最低敷地面積」という。）の規定に適合する土地若しくは建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 53 条の 2 第 3 項の規定により最低敷地面積の規定を適用しないこととされる土地で、公共施設等の整備等に伴い、面積が減少し、かつ、最低敷地面積の規定に適合しないものについては、面積減少後の土地についてその全部を一の敷地として使用し、又は公共施設等により分割された各々を一の敷地として使用する場合には、最低敷地面積の規定を適用しない。ただし、公共施設等の整備等が行われる際、既に最低敷地面積の規定に違反していた敷地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の規定に違反することとなる土地についてはこの限りではない。

- (1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）又は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）による道路
ただし、都市計画法第 29 条の規定による許可を受けた開発行為に係るものを除く。
- (2) 河川、水路その他の公共施設
- (3) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）による都市公園
- (4) 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の 2 第 3 号に該当する通路

2 前項の規定は、公共施設等の整備等の後に、最低敷地面積の規定に適合するに至った建築物の敷地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の規定に適合するに至った土地については適用しない。

理由

本都市計画は、太秦娯楽・レクリエーション地区の北側にある用地において、特別用途地区の区域の拡大に併せて、用途地域の変更を行い、新たな娯楽・レクリエーション施設の誘導を行うことで、更なる情報発信機能と地域資源を活かした娯楽・レクリエーション機能の充実を図るものである。

計議第246号
都企計第53-1号
平成28年7月14日

京都市都市計画審議会
会長 塚口 博司 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）娛樂・レクリエーション地区の変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
娯楽・レクリエーション地区の変更（京都市決定）

都市計画娯楽・レクリエーション地区を次のように変更する。

種類	面積	備考
娯楽・レクリエーション地区 (太秦娯楽・レクリエーション地区) 小計	約9.6ヘクタール 約9.6ヘクタール	次の建築物については、用途の制限の緩和を行う。 劇場、映画館及び演芸場
娯楽・レクリエーション地区 (西京極娯楽・レクリエーション地区) 小計	約2.2ヘクタール 約2.2ヘクタール	次の建築物については、用途の制限の緩和を行う。 観覧場
娯楽・レクリエーション地区 (淀娯楽・レクリエーション地区) 第1種地区 第2種地区 小計	約6.1ヘクタール 約2.5ヘクタール 約8.6ヘクタール	次の建築物については、用途の制限の緩和を行う。 第1種地区 観覧場及び原動機を使用する床面積の合計が300平方メートル以下の作業場 第2種地区 自動車車庫
合計	約11.8ヘクタール	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、太秦娯楽・レクリエーション地区の北側にある用地において、特別用途地区的区域の拡大を行い、新たな娯楽・レクリエーション施設の誘導を行うことで、更なる情報発信機能と地域資源を活かした娯楽・レクリエーション機能の充実を図るものである。

計議第247号
都企計第54-1号
平成28年7月14日

京都市都市計画審議会
会長 塚口 博司 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の
変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
高度地区の変更（京都市決定）

都市計画高度地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物の高さの最高限度	備考
10m高度地区	約 3,570 ha	建築物の高さは、その最高限度を10メートル（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物（以下「塔屋等」という。）の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、10メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の全部並びに第一種中高層住居専用地域の一部
12m 第1種高度地区	約 387 ha	建築物の高さは、その最高限度を12メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、12メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの以下とする。	第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の各一部
12m 第2種高度地区	約 234 ha	建築物の高さは、その最高限度を12メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、12メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域及び第二種住居地域の各一部

12m 第3種高度地区	約 63 ha	建築物の高さは、その最高限度を12メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、12メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	近隣商業地域及び準工業地域の各一部
12m 第4種高度地区	約 74 ha	建築物の高さは、その最高限度を12メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、12メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	近隣商業地域及び商業地域の各一部
15m 第1種高度地区	約 1,966 ha	建築物の高さは、その最高限度を15メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、15メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの以下とする。	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び第二種住居地域の各一部
15m 第2種高度地区	約 1,363 ha	建築物の高さは、その最高限度を15メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、15メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の各一部

15m 第3種高度地区	約 910 ha	建築物の高さは、その最高限度を15メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、15メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	近隣商業地域及び準工業地域の各一部
15m 第4種高度地区	約 457 ha	建築物の高さは、その最高限度を15メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、15メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の各一部
20m 第1種高度地区	約 882 ha	建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの以下とする。	第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の各一部
20m 第2種高度地区	約 1,537 ha	建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の各一部

20m 第3種高度地区	約 1,134 ha	建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	近隣商業地域及び準工業地域の各一部
20m 第4種高度地区	約 658 ha	建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の各一部
20m 第5種高度地区	約 760 ha	建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。） ただし、工場、事務所又は研究施設（以下「工場等」という。）の用途にのみ供する建築物の高さは、その最高限度を31メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。	工業専用地域の全部及び工業地域の一部
25m高度地区	約 100 ha	建築物の高さは、その最高限度を25メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、25メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。	商業地域の一部
31m高度地区	約 400 ha	建築物の高さは、その最高限度を31メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の各一部

(制限の緩和)

- 1 北側斜線制限(本計画書に定める北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限。以下同じ。)については、建築基準法施行令（以下「建基法施行令」という。）第135条の4を準用する。
- 2 建築基準法（以下「建基法」という。）第86条第1項、同条第2項若しくは同法第86条の2第1項の規定による認定を受けたもの又は同法第86条第3項、同条第4項、同法第86条の2第2項若しくは同条第3項の規定による許可を受けたものについては、これらの建築物は同一敷地内にあるものとみなす。
- 3 敷地が2以上の高度地区にまたがる場合、それぞれの高度地区の境界（以下「高度地区界」という。）において、高度地区界より北側の敷地の部分に対する北側斜線制限の数値が、当該高度地区より南側の敷地の部分に対する北側斜線制限の数値より大きい場合においては、敷地の全部が当該高度地区界より北側にあるものとみなし、北側斜線制限を適用する。
- 4 12m高度地区において、軒の高さが12メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが15メートル以下、かつ、こう配屋根（10分の3から10分の4.5までの傾きをもつ、切妻、寄棟、入母屋その他これらに類する屋根をいう。以下同じ。）を有する建築物（都市計画法（以下「都計法」という。）第8条第1項第6号に規定する景観地区のうち、歴史遺産型美観地区内の建築物を除く。）については、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は15メートルとする。
- 5 15m高度地区において、軒の高さが15メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが18メートル以下、かつ、こう配屋根を有する建築物（都計法第8条第1項第6号に規定する景観地区のうち、歴史遺産型美観地区内の建築物を除く。）については、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は18メートルとする。
- 6 20m第5種高度地区において、市長が工業の利便の増進に資するものとして認めた建築物は工場等とみなす。

(適用除外)

- 1 10m高度地区、12m第1種高度地区、15m第1種高度地区又は20m第1種高度地区内の建築物で次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものについては、本計画書の北側斜線制限は適用しない。
 - （1）地階を除く階数が2以下の建築物で、軒の高さが6.5メートル以下、かつ、建築物の高さが10メートル以下でこう配屋根を有するもの
 - （2）建築物の高さが6.5メートル以下のもの
- 2 次に掲げる建築物については、本計画書の規定を適用しない。
 - （1）建基法第55条第2項の規定に基づく認定を受けたもの
 - （2）都計法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域のうち、同法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区内にあり、かつ、同条第2項第3号に規定する地区整備計画において、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度が定められている区域内の建築物で、当該地区計画の内容に適合するもの
 - （3）都計法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域のうち、同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画において、次に掲げるアからエまでの全ての制限が定められている区域内の建築物で、当該地区計画の内容に適合するもの
 - ア 建築物等の用途の制限
 - イ 壁面の位置の制限
 - ウ 建築物等の高さの最高限度

エ 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

- (4) 名神高速道路以南、国道1号線以東、宇治川以北、近鉄京都線以西、かつ、東高瀬川以西の地域において、31m高度地区にあり、敷地面積が1,000平方メートル以上、かつ、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路（前面道路が2以上あるときは、その幅員の最大のものをいう。）の境界線までの距離が5メートル以上の建築物（建基法施行令第130条の12に定める建築物の部分を除く。）
- (5) 高度地区に関する都市計画の決定又は変更の際現に存する建築物又は現に建築の工事中の建築物で、当該都市計画において定められた内容に適合しない部分（以下「不適格部分」という。）を有する建築物で、次のア、イ又はウのいずれかに該当するもの
ただし、高度地区に関する都市計画の決定又は変更の際、当該決定又は変更後の都市計画において定められた内容に相当する従前の都市計画において定められた内容に違反している建築物については、この規定は適用しない。
- ア 昇降機等の増築で、市長が、高齢者、障害者等が円滑に利用するためのものと認めるもの
- イ 塔屋等の屋上部分の高さが3メートル（25m高度地区及び31m高度地区にあっては4メートル。）を超える、かつ、当該塔屋等が存しないとした場合の建築物の高さが、本計画書に定める建築物の高さの最高限度以下である建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせる場合を除く。）
- ウ 建築物の高さが北側斜線制限（高度地区の種類の変更によるものを除く。）にのみ適合しない建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせる場合を除く。）

（許可による特例）

- 1 次の各号のいずれかに該当する建築物で、市長が、当該建築物が存する地域の良好な景観の形成及び周囲の市街地の環境に支障がないと認めて許可したものは、その許可の範囲内において、本計画書の規定による建築物の高さの最高限度を超えることができる。
- (1) 優れた形態及び意匠を有し、土地利用、建築物の位置、規模及び各部分の高さ等について総合的に配慮がなされていることにより、当該地域又は都市全体の景観の向上に資するもの
- (2) 学校、病院その他の公共、公益上必要な施設で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図るうえで必要なもの
- (3) 良好な沿道景観の形成に資するもの（北側斜線制限以外は本計画書の規定による高さの最高限度を超えない場合に限る。）
- (4) 不適格部分を有する建築物又は変更前の本計画書に規定された特例許可を受けた建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせず、用途上又は構造上やむを得ないもの）
ただし、高度地区に関する都市計画の決定又は変更の際、当該決定又は変更後の都市計画において定められた内容に相当する従前の都市計画において定められた内容に違反している建築物については、この規定は適用しない。
- (5) 災害対策その他これに類する理由により緊急に建替えを行う必要があるもの
- 2 市長は、上記1の許可を行うに当たっては、良好な景観の保全、形成又は市街地の環境の整備改善を図る観点から、必要な範囲において条件を付することができる。

（備考）

本計画書において使用する用語は、別に定めるもののほか、建基法及び建基法施行令において使用する用語の例による。

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、太秦経91号線の道路中心で定めていた20m第2種高度地区と15m第2種高度地区との高度地区界について、都市計画道路3・4・133梅津太秦線の道路拡幅に伴い、その道路の中心位置が西側に移動したため、太秦娯楽・レクリエーション地区における用途地域の変更に併せて高度地区の変更を行うものである。

計議第248号
都企計第55-1号
平成28年7月14日

京都市都市計画審議会
会長 塚口 博司 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の
変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の変更（京都市決定）

都市計画太秦地区地区計画を次のように変更する。

名 称	太秦娯楽・レクリエーション地区地区計画	
位 置	京都市右京区太秦西蜂岡町、太秦蜂岡町、太秦東蜂岡町の各一部	
面 積	約 9.6 ヘクタール	
地区計画の目標	<p>当地区は京都市の北西部に位置し、日本最大級の撮影所として多くの映画が製作され、日本の映画の中心地として、また、本市の映像産業の拠点、映像文化の発信基地として重要な役割を担ってきた。一方で、そのような映像産業や映像文化の蓄積を背景として、撮影所の一部を活用した「映画村」が開設され、広く市民や全国からの観光客等に親しまれる教養・娯楽・レクリエーションの場として本市の重要な観光拠点となっている。このような地区にふさわしい、周辺環境と調和のとれた良好な市街地環境の形成と、都市機能の更新を図る。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土 地 利 用 に 関 す る 方 針	映画に関する産業、文化、娯楽等の施設を有機的かつ合理的に配置すると共に、周辺環境と調和のとれた、秩序ある土地利用を図る。
	地 区 施 設 の 整 備 方 針	歩行者等の安全性、利便性の確保及び低層住宅街区の居住環境の向上のため、歩行者用通路を整備する。また、近接住宅の生活環境との緩衝帯として、緑地を整備する。
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針	周辺環境と調和を図るため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定める。

地区整備計画 建築物等に関する事項	地区施設の配置及び規模	緑地 約860平方メートル 公共空地(歩行者用通路) 幅員2メートル、延長約83メートル	
	地区の区分の名称	A地区	B地区
	区分の面積	約 8.0 ヘクタール	約 1.6 ヘクタール
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 カラオケボックス 3 スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 4 自動車教習所 5 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 	
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、敷地境界線(地区計画区域界を示す道路、水路及び堀に接する隣地境界線又は道路境界線の部分に限る。)までの距離の最低限度は5メートルとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 守衛所、自転車置場、バス停留所の上屋、休憩所、歩行者の通行の用に供する通路の上屋その他これらに類するもので地階を除く階数が1のもの 2 玄関ポーチその他これに類する建築物の部分 	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、敷地境界線(地区計画区域界を示す道路及び堀に接する隣地境界線又は道路境界線の部分に限る。)までの距離の最低限度は、市道太秦経91号線及び市道太秦緯24号線までは5メートル、それ以外は10メートルとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 守衛所、自転車置場、バス停留所の上屋、休憩所その他これらに類するもので地階を除く階数が1のもの 2 玄関ポーチその他これに類する建築物の部分
	建築物等の高さの最高限度	15メートル(ただし、市道太秦経103号線の西側にあっては、鉄道界から115メートルを超える部分、市道太秦経103号線の東側にあっては、鉄道界から135メートルを超える部分に限る。)	一

「区域、地区整備計画区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、映像産業・文化の発信拠点であるとともに、映像を活かした観光施設として土地利用が行われている本地区において、合理的かつ健全な土地利用と環境整備を誘導し、娯楽・レクリエーションの拠点として適正な都市機能の確保を図るとともに、周辺の住環境と調和した良好な市街地環境の形成を図るため、平成8年5月に定めたものである。

今回、従来の区域をA地区とするとともに、新たに同地区の北側にあるB地区の区域に地区計画区域を拡大し、新たな娯楽・レクリエーション施設の誘導を行うことで、更なる情報発信機能と地域資源を活かした娯楽・レクリエーション機能の充実を図る。

それでは、計議第245号議案から計議第248号議案までを議題といたします。これらの議案は関連する議案でございますので、一括して審議したいと思います。

それでは、事務局、御説明をお願いいたします。

○事務局 よろしくお願ひします。

それでは、計議第245号議案から計議第248号議案までにつきまして御説明いたします。

これらの議案は、右京区の太秦地区に位置する、古くから映像産業、文化の発信拠点であり、また、映像を生かした観光拠点として、市民や観光客等に親しまれている、「太秦娯楽・レクリエーション地区」について、更なる都市機能の充実を図るために都市計画の変更を行うものでございますので、先ほど御説明がありましたとおり、4つの議案を一括して御説明させていただきます。

前のスクリーンを御覧ください。

現在の太秦娯楽・レクリエーション地区は、約8.1ヘクタールの図中に赤色でお示ししている区域において、都市機能の更なる充実を図るため、平成8年に、特別用途地区である娯楽・レクリエーション地区の指定により劇場等の立地を可能とするとともに、地区計画により周辺住環境に配慮した土地利用を図ってまいりました。

次に、近年の当該地近傍の状況の変化について御説明いたします。

映画村の東側の南北に走る市道太秦経91号線、通称「城北街道」の拡幅工事が進み、順次供用開始され、歩行者の通行の安全性が図られるなど、道路整備が進み、交通環境の改善が図られました。また、撮影所南西部においては、本年4月に京福電鉄北野線「撮影所前駅」が開設され、公共交通の面で更なる利便性の向上が図られるなど、ここ太秦地域の都市基盤が強化されました。

このような状況において、今後さらなる都市機能の充実を図るため、その方策として、今回、現在映画村の駐車場用地として使用されている、図中赤色でお示ししている北側の約1.6ヘクタールをB地区とし、図中青色でお示ししているA地区の都市計画と同等に変更することにより、太秦娯楽・レクリエーシ

ヨン地区を拡大し、A地区の施設機能と一体的な活用を図ろうとするものです。

続きまして、京都市都市計画マスタープランにおける位置付けを御説明いたします。

「京都ならではの文化を継承・創造する都市」を目指す一環として、京都太秦映画村周辺地域の魅力向上の取組を進めることとしております。また、「京都の魅力を高める土地利用」を進める政策の一つとして、日本の映画の中心地である太秦周辺の、地域資源を生かしたレクリエーション機能の充実を図ることを掲げています。

都市計画変更の内容について具体的に御説明する前に、全体図に黒色でお示ししている、A地区東側の部分について御説明いたします。

市道太秦経91号線の道路中心を境界としていた制限について、拡幅整備により、道路中心が、拡幅前の図中赤色の破線でお示ししている位置から、拡幅後の図中青色の破線の位置へと西へ移動したため、今回、都市計画制限についても範囲を変更し、整合を図ることとしました。

最初に、計議第245号議案の用途地域について御説明いたします。

変更箇所は、左側の変更前の図面に黒色の破線でお示ししている部分でございます。B地区の、変更前は第一種中高層住居専用地域である範囲については、変更後はA地区と同様の第二種住居地域に変更いたします。また、先ほどのスライドで御説明いたしました、A地区東側の市道太秦経91号線の部分については、第二種住居地域から第一種住居地域に変更いたします。

建ぺい率、容積率につきましては、用途地域の変更を行うB地区及び市道太秦経91号線の部分の両区域とも、従前と同じく、建ぺい率60パーセント、容積率200パーセントといたします。

次に、計議第246号議案の娯楽・レクリエーション地区についてでござります。

変更箇所は、左側の変更前の図面に黒色の破線でお示ししている部分でございます。B地区的範囲を新たに娯楽・レクリエーション地区とし、市道太秦経91号線の部分については、地区から除外いたします。

続きまして、計議第247号議案の高度地区についてでございます。

変更箇所は、左側の変更前の図面に黒色の破線でお示ししている部分でございます。この部分を、20メートル第2種高度地区から15メートル第2種高度地区に変更いたします。なお、B地区については、現行の15メートル第1種高度地区から変更はございません。

最後に、計議第248号議案の地区計画についてでございます。

平成8年に図中に赤色の線でお示ししている範囲において定めた地区計画は、周辺環境と調和のとれた良好な市街地環境の形成と、都市機能の更新を図ることを目標とし、建築物等の用途について、マージャン屋、ぱちんこ屋及びカラオケボックスの用途を制限しております。また、図中の黒色の破線でお示ししている部分の壁面の位置の制限を5メートル以上とし、さらに、都市計画道路太子道通より南側の緑色でお示しした区域について、建築物等の高さの最高限度を15メートルとしております。

地区計画の変更内容について御説明いたします。

区域の変更箇所は、左側の変更前の図面に黒色の破線でお示ししている部分でございます。B地区の範囲を新たに地区計画区域とし、市道太秦経91号線の部分については、地区から除外いたします。

なお、今回、地区計画の名称についても、「太秦地区地区計画」から「太秦娛樂・レクリエーション地区地区計画」へと変更いたします。

地区計画の目標といったしましては、引き続き、周辺環境と調和のとれた良好な市街地環境の形成と都市機能の更新を図ることとしております。

具体的な制限を定める地区整備計画といったしましては、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度については内容の見直しを行い、また今回、新たに地区施設を定めて、合わせて4つの項目を定めることとしており、その内容について順に御説明してまいります。

最初に、建築物等の用途の制限についてでございます。

A、B地区共通の内容とし、映画を中心としたレクリエーション機能の充実を目指すため、これまでのマージャン屋、ぱちんこ屋及びカラオケボックスに

加え、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場、自動車教習所並びに床面積の合計が 15 平方メートルを超える畜舎の用途を新たに制限することとしております。

次に、壁面の位置の制限についてでございます。

この制限は、地区計画区域内に設ける建築物の壁面の位置について、敷地境界線から一定の離隔距離を定めることで、地区計画区域に隣接する住戸の採光・通風等に配慮し、周辺の良好な住環境の維持を行うものです。その距離を、道路や水路を介して地区計画区域に隣接している部分については 5 メートル、直接住戸等に隣接している部分については 10 メートルとします。その区分は、図中の黒色の破線でお示ししている部分については敷地境界線から 5 メートル以上、図中青色の破線でお示ししている部分については敷地境界線から 10 メートル以上といたします。

ただし、自転車置場や休憩所その他これらに類する建築物で、地階を除く階数が 1 のもの等については適用しないこととしております。

続きまして、建築物等の高さの最高限度についてでございます。ベースの高さ地区の制限が 20 メートルである A 地区の中でも、図中青色でお示ししている部分については、地区計画により 15 メートルに制限いたします。

変更前の地区計画においては、図中に黄色でお示ししている、都市計画道路太子道通の計画位置を基準として範囲を定めておりましたが、平成 23 年 4 月に実施しました都市計画道路の全市見直しにより廃止されたため、今回新たに、A 地区北側の鉄道界からの距離を基準として、範囲を定めることといたします。この基準位置の変更により、規制緩和となる部分が発生しないよう、図中緑色でお示ししている、市道太秦経 103 号線の西側にあっては 115 メートルを、東側にあっては 135 メートルをそれぞれ超える部分を制限対象区域といたします。

最後に、地区施設についてでございます。

図中に緑色でお示ししている部分については、建築物を配置しないとともに、

緩衝帯として緑地を整備します。さらに、B地区北東部分、現在も歩道として整備されている歩行者用通路はそのまま維持します。

計議第245号議案から計議第248号議案までの御説明は以上でございます。

続きまして、法定縦覧及び意見書についてでございます。

お手元の資料1-3の1ページを御覧ください。

本都市計画の案の策定に当たりまして、「京都市地区計画等の案の作成手続に関する条例」に基づく原案の縦覧を経て、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、理由説明書を添えて、平成28年6月6日から20日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出は2通ございました。

計議第248号議案の地区計画の変更に関する御意見につきましては、「壁面の位置の制限について」の御意見として、「B地区のうちセットバックを5メートルとする部分について、新設建築物による圧迫感による影響等が懸念される。」との御意見をいただきました。

また、その他の御意見といたしましては、「当該地域の今後の発展のためには、地元への還元が大きい良好な宿泊施設などを事業計画に盛り込んでほしい。」等、3件の事業の将来構想に対する御意見をいただきました。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○塚口会長 ありがとうございました。

ただいま事務局から説明いたしました計議第245号議案から計議第248号議案につきまして、御意見、御質問がございましたら承りたいと思います。いかがでございましょうか。

樋口委員、どうぞ。

○樋口委員 今回の変更の主な点はB地区が加わるというところが大きいと思うのですけれども、その部分に関しては、店舗や劇場や映画館などの規制を緩和していくというものになっています。こうしたことは一定必要なところもあるのかなというふうには感じますが、先ほどの説明の中にもありましたよう

に、この太秦の地域が日本の映画の中心地だと、映画を作り続けてきた地域でありますし、映画産業というものをしっかりと振興していく、こういった観点で行政としても役割をしっかりと果たしていっていただきたいというふうに思っています。これは最初に少し感想的に述べておきます。

そのうえで、今回のこのB地区を娯楽・レクリエーション地区に加えるということに関して、こここの部分は、現在は映画村が大型バスの駐車場をしている場所と聞いています。ここに新たな施設を映画村が建設していくことになっていくのかなというふうに感じるのですけれども、これまで止めていた大型バスをこれからはどうするのか。どこに止めるようにするのか。これは地域の方も大変心配をされているところです。映画村の方では、この辺りに関してはどのような考えを持っているのでしょうか。

○塚口会長 事務局、どうぞお願ひします。

○事務局 ただいま御意見のありました将来的な駐車場の確保についてですが、我々も事業者とその辺りはしっかりと協議をしているところです。具体的な計画についてはまだこれからですが、新しい施設ができた場合の駐車場の確保、これについては事業者としてもしっかりと取り組んでいくと聞いております。

以上です。

○塚口会長 どうぞ、樋口委員。

○樋口委員 しっかりと取り組んでいくというお話ですけれども、今回のこのB地区の西隣のところは現在も臨時の駐車場を使っておられまして、ただ、この臨時の駐車場を使う際も、今の段階ではB地区は全体が駐車場ですから、その駐車場の中を通って、B地区の西側の臨時駐車場の方に車が誘導されるというふうになっています。

ただ、今回、このB地区、将来的にもし施設ができるようになった場合、その西側に残っている、今、臨時駐車場に使っている土地をそのまま駐車場に使うという計画になった場合、心配をされるのが、北側の道を通って駐車場を利用することにならないかというのを、地域の方は大変心配をされています。今はそういう使われ方はしていない。その地域は大変狭い道路であります

て、しかも住宅が密集しているというところでもありますから、そうした心配に関しては、住民の皆さん的安全というところからはどのように考えていくといふか、行政としての指導をされているのでしょうか。

○塚口会長 事務局、どうぞ。

○事務局 先ほど説明させていただきましたB地区の西側に広い土地があります。これにつきましては、今、事業者の方が、ピーク時等につきまして駐車場として土地を借りて運用されております。この用地につきましても、将来的にも活用されるということは聞いておりまして、その際には、御意見にございました北側の道路、これが現在5メートルの幅員ということで、かなり交通量もある道路であると認識しております。事業者の方もその辺りは考慮しながら、B地区の西側の駐車場につきましても、現在のようにB地区の方を通じて運用するということを確認しております。

以上です。

○塚口会長 樋口委員、どうぞ。

○樋口委員 今後も使う場合も、今のようにB地区を通じて使うという話がありました。そういったところで、本当に住民の皆さんの安全と、あと住環境をしっかりと守っていくという立場で、その辺りは見届けていただきたいと思います。

それで、次に、縦覧の際の意見のところで、真ん中辺りに、「事業者が、周辺の自治会等の関係団体と交流できるような機会や場を設けることを望んでいる」ということが意見として出されています。これは、本当に今の心配のような話も含めて今後具体化をされていく中で、様々な地元の方たちの要望も出てくるでしょうし、また、その施設が出来上がった後も、こうした御要望なども出てくる可能性もあると思います。

ですから、そういった地元の皆さんの御要望が映画村との間でしっかりと意見交換されるのは本当に大事だと思うのですが、その辺りに関しては、行政としてはどのように関わっていかれるのでしょうか。

○塚口会長 事務局、どうぞ。

○事務局 地域の方々と事業者との交流ということですが、現在も、今の施設についても地域と密着した娯楽施設として運用されているという認識であります。また、意見書にもありましたように、さらに新しい施設についても地域との交流の場になるように、今回の意見書の要旨につきましては今後事業者の方にもしっかりと伝えていくということと、地域との意見の交換という場をしっかりとつくっていきたいと考えております。

○塚口会長 樋口委員、どうぞ。

○樋口委員 もちろん、今の意見を事業者の方にお伝えをするのは当然だと思いますが、そういう場を設けるような指導も今後もしていっていただきたいですし、ただ、これは今回、今答えていらっしゃる部署というのが都市計画課さんでありますが、今後、ずっと都市計画課さんがこの後も関わっていかれるのであればそれでいいのですけれども、もしそうでない場合、他の部署にその窓口が移った場合に、こういった意見は知りませんよという話にならないよう、こういった要望が出て、こういう経過の中でこういう話し合いになっていりますよというところも含めて、しっかりととした引継ぎはしていっていただきたいと思います。

最後に、今回、東側の都市計画道路は既に映画村の少し南の部分まで拡幅をされています。梅津太秦線ですけれども、今拡幅されている所はそれでいいのですが、地元の方たちはそれをさらに南進をしていく要望というのは、ずっと学区の要望としても出され続けているということですが、そうしたところに関しては、本当に地元の方たちの要望を受けて、もう都市計画決定された道路でもありますから、要望が実現をされるように、事業の整備を早急に進めさせていただきたいと思っていますが、その点に関してはいかがでしょうか。

○塚口会長 事務局、どうぞ。

○事務局 今回指定します地区の東側の都市計画道路ですけれども、さらに南進というお話をすけれども、これについては、道路を整備する事業課からも、今、事業化に向けて検討段階ということを聞いております。事業の予定については未定ですが、地域からの要望についても、京都市としてもしっかりと受け止

めているという状況ですので、よろしくお願ひいたします。

○塚口会長 樋口委員、どうぞ。

○樋口委員 地元の皆さんのお願いをうながしますので、ぜひとも早急な事業化を望んでおきます。

また、三条通の歩道や車道の整備ですとか、広隆寺前の交差点、その少し西側に行った変則5差路の交差点の整備なども、地元の皆さん、本当に危険なところということで早急な整備を望んでいますので、そういった点も京都市としてしっかりと取り組んでいっていただきたいと思います。

以上です。

○塚口会長 ありがとうございました。

ほかに、御発言はございませんでしょうか。

どうぞ。

○川崎会長職務代理者 今回のこの審議案件につきましては、セットバックをされるとか、周辺の住宅に対する配慮というのは非常によく考えられて、緑地帯も設置されるということなのですが、特に、B地区で10メートルの、先ほどの意見書要旨にもありましたように、10メートルと5メートル制限に切りかわっているところがあるのですけれども、セットバックの内側ですね、それはなぜ10で揃えることができなかつたのかということと、それは、実際の遊戯施設だとか、そういうものを利用するためにそういうことが起こっているのだと思うのですが、特にその部分が気になるということで、緑地帯でどれだけ目隠しができるかとか、それから、場合によっては5メートルのラインの近くまで建物が来るということであるとすると、建物自身の圧迫感をデザイン上、軽減していくと。例えば色彩であるとか、大きな建物を分節化するとか、そういうような工夫を事業者の方に勧めていただくということも重要ではないかと思いました。

これは特段この審議と直接は関係ないですけれども、行政の方から、もしそういう関連のことがあれば、特に配慮していただくということを言っていただければと思います。

以上です。

○塚口会長 御質問でしょうか。御意見でしょうか。

○川崎会長職務代理者 意見です。

○塚口会長 御意見でよろしゅうございますか。事務局も今、特に発言ございませんか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

ほかに、御意見、御質問ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○塚口会長 それでは、御意見、御質問も出尽くしたようでございますので、ただいまの計議第245号議案から第248号議案までにつきまして、議案ごとに議決をいたしたいと思います。

まず、計議第245号議案につきまして、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○塚口会長 ありがとうございます。それでは、皆さん賛成のようでございますので、原案どおり可決いたします。

続きまして、計議第246号議案につきまして、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○塚口会長 ありがとうございます。それでは、皆さん賛成のようでございますので、原案どおり可決いたします。

3つ目の議案でございますが、計議第247号議案につきまして、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○塚口会長 ありがとうございます。皆さん賛成のようでございますので、原案どおり可決いたします。

計議第248号議案について、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○塚口会長 ありがとうございます。皆さん賛成のようでございますので、原案どおり可決いたします。

計議第249号
都企計第56号
平成28年7月14日

京都市都市計画審議会
会長 塚口 博司 様

京都市長 門川 大作

産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（付議）

建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

名 称	位 置	敷地面積	建築面積	延床面積	備考
産業廃棄物 処理施設 (中間処理 施設)	京都市伏見区 横大路千両松町 126番地ほか	17,801.94 m ²	6,264.52 m ²	8,346.09 m ²	処理能力 1,234.6t/日

理 由

昭和54年に建築基準法第51条ただし書の許可を受け、産業廃棄物の収集運搬と中間処理業（破碎・選別等）を行っている事業者が、敷地を拡大し、拡大後の敷地に存する既存倉庫を廃棄物倉庫に用途変更するとともに、新たに破碎機を設置することを計画している。

本計画により、当初許可時における敷地の位置を変更するとともに、新設する破碎機により、建築基準法施行令第130条の2の3第6号に規定する規模を超えることとなるため、建築基準法第51条ただし書に基づく再許可が必要となることから、同規定に基づき本審議会に付議するものである。

それでは、次に、計議第249号議案を議題といたします。この議案は、産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関する議案でございます。

事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは、計議第249号議案につきまして御説明をいたします。

本議案は、建築基準法第51条に規定する特殊建築物の敷地の位置につきまして、特定行政庁である京都市が同条ただし書の規定に基づいて許可を行うのに先立ち、本審議会におきまして御審議いただくものでございます。

前方のスクリーンを使って御説明させていただきますが、お手元に配付の資料2-1等を適宜御覧願いたいと存じます。

建築基準法第51条では、産業廃棄物処理施設などの特殊建築物は、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない、と規定されております。ただし、これまでから、本市では民間の施設等においては、永続性の担保が困難なため、51条ただし書の規定に基づき、都市計画審議会の議を経てその敷地の位置を許可することとしております。本事業者も昭和54年にただし書の許可を受けており、今回、後に御説明いたします理由により、再度許可を受けようとするものでございます。

計画敷地周辺の航空写真でございます。画面中央下部の赤色で表示しております、伏見区横大路に位置する産業廃棄物処理施設が計画敷地でございます。本事業者は、現在、当該敷地におきまして、産業廃棄物の収集・運搬・破碎・選別等の中間処理業を営んでおります。

それでは、建築基準法第51条ただし書における再度許可が必要な理由を御説明いたします。

まず、既存焼却炉の老朽化に伴う定期整備の長期化により、今後、一時保管場所が不足し、現状敷地内での増築が困難であるため、敷地を拡大し、拡大した敷地にあります既存倉庫を「産業廃棄物処理施設」に変更いたします。当初許可を受けた敷地が拡大されることから、建築基準法第51条ただし書にある「敷地の位置」の変更に当たるため、再度許可が必要となります。

次に、これまで以上に焼却炉の燃焼の安定化や再資源化を推進するため、老

朽化している既存破碎機を廃止し、新たに破碎機を設置いたします。新たに破碎機を設置することで、当初許可時の処理能力の1.5倍を超えるなど、政令で規定する規模を超えるため、再度許可が必要となります。

画面は、敷地を拡大する場所と用途を変更する既存倉庫、新設する破碎機の位置を示しております。

次に、再度許可が必要となる「政令に規定する規模」について、御説明いたします。

上の表が、前回許可時の処理能力と比較した表でございます。下の表が処理施設ごとの処理能力を比較した表となります。それぞれの表で、一番右の黄色に着色された部分が、政令に規定する規模を超えていた部分となり、再度許可が必要となります。

続きまして、ただし書許可の審査に当たりまして、本市が「都市計画上の支障の有無」を判断するその観点についてでございますが、次の4点でございます。

1つ目に、用途地域は適合しているか。2つ目に、まちづくりに関する方針が定められた地区にあっては、その方針に反していないか。3つ目に、周囲の生活環境に多大な影響を与えないか。4つ目に、道路交通環境に多大な影響を与えないか。以上の4点に照らし検討した結果を順に御説明させていただきます。

まず、1つ目の「用途地域は適合しているか」についてでございます。

計画敷地周辺の用途地域につきまして、水色で着色している部分が工業地域でございます。御覧のとおり、計画敷地は工業地域に位置しており、産業廃棄物処理施設の敷地として用途地域上の問題はございません。

続きまして、2つ目の「まちづくりに関する方針が定められた地区にあっては、その方針に反していないか」の検討についてでございます。

都市計画マスタープランにおきまして、「供給施設及び処理施設については、循環型社会の形成に向けた廃棄物の減量化やリサイクルの促進に対応すること」を掲げております。また、同プランの一部として位置付けている地域まち

づくり構想の横大路地域のベースとなっております「伏見ルネッサンスプラン」において、当該敷地は「産業・環境教育地区」の区域内にございます。

本地区のまちづくりの方針といたしましては、「環境関連施設の改善・高度化を行うとともに、これらの施設を環境教育・環境学習の教材対象として位置付ける」こととしております。

本件施設は、再資源化の推進に寄与するものであり、また、小学校等の施設見学を受け入れているほか、市内小学校への環境出前講座を開催するなど、同プランの考え方即した事業を行っております。

次に、緑色の線で囲っている区域につきましては、昭和61年に事業着手した伏見西部第三地区土地区画整理事業の施行地区でございます。当該事業は、未整備箇所が若干残っておりますが、地区内のほとんどの土地は、事業所や農地として既に使用が開始されており、当該敷地周辺におきましても、道路は整備済みです。

以上により、まちづくり方針に適合していることが確認できております。

続きまして、3つ目の「周囲の生活環境に多大な影響を与えないか」について、検討した結果を御説明いたします。

まず、計画敷地の周辺状況と計画敷地にある施設の概要を御説明いたします。前方の画面で、赤で着色しております箇所が、計画敷地でございます。計画敷地の周辺状況につきましては、工場・作業場、倉庫・物流事業所、京都市の環境関連施設等の事業所で囲まれております。学校や民家は周辺になく、計画敷地から最も近い住居につきましても、画面上方に緑色で表示している一戸建て住宅がございますが、計画敷地から北方向に約230メートル離れております。

画面は前面道路の状況の写真でございます。前面道路は、国道1号の側道に当たり、幅員が8メートルございます。当該敷地への車両の出入口は、1カ所のみでございます。

画面は、拡大敷地及び既存倉庫の状況写真でございます。画面左上の写真③にありますとおり、既存倉庫が2棟あり、今回、敷地拡大とともに、産業廃棄

物処理施設に用途を変更いたします。また、右下の写真⑤ですが、現在、拡大予定敷地との境界部にバリケードが設置されておりますが、敷地拡大後はこの場所から出入りすることとなります。

新設する破碎機周辺の状況写真でございます。写真⑦の場所に、破碎機を設置し処理を行います。また、作業時に発生する粉じんが施設外に出ないよう、新設する破碎機の天井に12箇所の散水装置を設けております。

次に、敷地内の保管場所の状況写真でございます。左下、写真⑩を御覧ください。現在、ストックヤードCでは、通常、リサイクル物を保管しておりますが、既存焼却炉の定期整備の長期化に伴い、今後、定期整備期間中に焼却物の一部を保管するため、別にリサイクル物の保管場所が必要となるものでございます。

続きまして、生活環境影響調査の結果について御説明いたします。

調査につきましては、より適切で合理的な調査が行われるよう、環境省が技術的な事項を取りまとめた「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」を踏まえ、大気質として粉じん、そして、悪臭、騒音、振動の4つの項目について調査を行っております。また、破碎機の最大稼働で操業を行った場合を想定し、「破碎機の稼働により周辺地域の住民の日常生活に支障を生じさせないこと」を生活環境保全目標とし、各種規制基準への適合性を分析しております。

なお、下の図では、各4項目における調査地点の位置を赤い丸で示しております。

まず、大気質として、破碎機の稼働に伴う粉じんについて御説明いたします。

破碎機を設置する建物から北側にある調査地点で稼働日に調査を行ったところ、30分間で1立方メートルあたり0.11ミリグラムでした。これは、基準値である0.5ミリグラムを下回っております。

環境保全対策として、破碎機を建屋内に設置し、粉じんの発生が懸念される場合には散水を行うこととしており、施設の供用開始後は、現状から粉じんの飛散量が増えることはないと考えられるため、環境保全目標を満足しております。

次に、悪臭について御説明いたします。

粉じんと同じ地点で調査した結果、臭気指数が10未満でした。これは敷地境界での指導基準値である臭気指数10を下回るものとなっております。

受入物は屋内及びヤードにおいて保管及び破碎処理を行い、必要に応じて薬剤散布を行うなど、悪臭の影響を低減するよう努めることいたしております。

また、悪臭の発生が懸念される廃棄物の搬入があった場合は、優先処理を行うこととしており、施設の供用開始後の臭気指数は、指導基準値を下回ると予測されるため、環境保全目標を満足しております。

騒音についてでございます。

敷地境界の予測地点の両点とも、破碎機の稼働に伴う「将来予測騒音レベル」が「現況騒音レベル」より増加する時間帯が見られるものの、いずれも規制基準以下となると予想されるため、環境保全目標を満足しております。

振動についてでございます。

敷地境界においては、破碎機の稼働による振動レベルは規制基準以下となると予測されるため、環境保全目標を満足しております。

以上、4項目の調査におきまして、周辺地域の生活環境に支障はなく、環境保全目標を満足しているという評価結果でございます。

続きまして、4つ目の「道路交通環境に多大な影響を与えないか」についてでございます。

まず、左の図を御覧ください。車両の搬入ルートは、メイン経路となる国道1号から側道に入り、計画敷地に搬入いたします。搬出ルートは、搬入ルートの逆のルートとしております。このルートの沿道におきましては、学校や地域住民の利用する施設等はございません。

次に、搬入、搬出を行う車両の台数についてでございます。

本計画では、搬入される廃棄物量は変わらないため、現状から、搬入、搬出する車両の台数に変更がないことから、道路交通に影響を与えるものではないと評価しております。

現状の国道1号への影響ですが、318台の搬入、搬出車両の寄与率が0.

8 %であるため、影響は小さいと考えております。

そして、産業廃棄物処理施設に対する本市のチェック体制ですが、環境政策局において、1年に1回以上の立入り調査や年間処理実績を確認し、事業計画の内容や周辺環境への影響等をチェックしております。

最後に、地元に対する説明状況でございますが、本件事業者は今回の計画につきまして、平成28年4月上旬から地元の横大路連合自治協議会と具体的な協議を重ねてまいり、平成28年4月下旬には、本件施設の変更内容及び操業内容について合意に達しております。

なお、隣地土地所有者にも今回の計画について事業者から説明済みでございまして、既に同意をいただいております。

以上、御説明いたしましたように、本議案につきまして、都市計画上の支障はないと考えられますので、特定行政庁として許可を行うべく手続を進めていきたいと考えております。

以上が本議案の内容でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○塚口会長 ありがとうございました。

ただいま事務局から説明いたしました計議第249号議案につきまして、御意見、御質問がございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。西野委員さん、お願ひいたします。

○西野委員 最初に、今の御説明で、ちょっと聞き間違えたのか、もう一度お聞きしたいのですが、臭気の被害について、もし臭気の害があるようなときは薬剤散布というふうな御説明があったように聞いたのですが、その辺の御説明、もう1回していただきたいと思います。どういう場合に、どういう薬剤を散布されるのか。

○塚口会長 事務局、お願ひいたします。

○事務局 失礼いたします。先ほどの御説明の中では、粉じんが飛ぶ場合については散水散布という形でさせてもらいますということでございます。

○塚口会長 西野委員、いかがでしょう。どうぞ。

○西野委員 臭気の場合は、どんな御説明でしたか。

○事務局 臭気は、必要に応じて薬剤を散布して、そのにおいを抑えると、低減するということでございます。

○塚口会長 西野委員、どうぞ。

○西野委員 その場合、どういう場合に、どういう薬剤の散布をされるのか、お聞きしたいのですが。

○塚口会長 事務局、いかがでしょうか。もう少し詳しく説明してほしいということでございますが。

○事務局 すみません。薬剤の種類までは、ちょっと今のところ資料は用意しておりません。

○塚口会長 西野委員、どうぞ。

○西野委員 どういう限界を超えたらどういう処置をとられるのかというのを、また後でもいいですし、教えていただければと思います。

それと、このいただいた資料で、建物の18, 19, 1号倉庫, 2号倉庫ですね。これについて、既存の焼却炉の老朽化に伴う定期整備の長期化によって一時保管場所が不足するということで、既存の倉庫を廃棄物の倉庫に用途変更するのだというふうな御説明がありますけれども、この場合、廃プラとか汚泥とか、どちらの焼却物をここに置かれるのか。その辺の御説明をちょっと詳しくしていただきたいというのと、それと、焼却炉の整備期間ですね。いつごろからいつごろまで、どれぐらいの期間されるのかというのと、それと、その間の保管量、廃棄物の保管量をどの程度と見込んでおられるのか。その辺もちょっとお聞きしたいのですが。

○塚口会長 事務局、お願いいいたします。担当部局、お願いいいたします。

○事務局 失礼いたします。今回、新たに廃棄物の倉庫になりますのは、この焼却炉が平成7年度に竣工しておりますけれども、約20年経過しまして、定期整備を非常に丁寧にしなくてはいけないということで、かなり定期整備をする期間を要するということでございます。ですので、焼却炉が実際稼働していない、休止している期間、その分、廃棄物をためておく、保管しておく量が増

えるということから、今回、敷地を拡大した部分の既存の一般の倉庫を廃棄物用の倉庫として使うということで、倉庫の棟数が増えるということでございます。

その実際の保管場所につきましては、それぞれ、従来ある部分でリサイクル物を入れていた部分について、新しく拡大したところに持っていきます。そのリサイクル物を保管していたところに廃棄物を堆積させて、その量を確保するというふうに伺ってございます。

あと、焼却炉の、いわゆる今後どの程度使えるのかということでございますけれども、丁寧に定期整備をすることによりまして、あと10年程度は使っていけるということでございますが、より焼却の効率を上げるために、今回、新しい破碎機を導入し、より細かく裁断するなどができるような性能の高いものを入れることによって、焼却に関する負荷も抑えながら、今後稼働させていくというふうに聞いてございます。

○塙口会長 西野委員、どうぞ。

○西野委員 すみません。お聞きしたのは、焼却炉の整備の期間はどれくらいの期間をされるのかというのと、その期間にたまる廃棄物の量ですね。倉庫に保管される量はどれぐらいの規模なのかということをお聞きしたかったのですが。

○事務局 すみません。定期整備につきましては、3カ月に1回の頻度で行われます。現在は1回当たり約10日から18日間要しますけれども、今後は1カ月程度となる見込みでございます。

そして、現在の保管量についてでございますが、現在は、焼却物の搬入量が750トン、下水汚泥の搬入量が375トンということでございます。これが、この後、定期整備の期間が1カ月間に伸びたことによりまして、焼却物の搬入量が約1,000トン、そして下水汚泥搬入量が625トンと増えるというふうに試算をしてございます。

保管場所につきましても、現状、焼却物は保管容量875トン、下水汚泥は約483トンという量でございますけれども、今後、保管場所の容量といたし

ましては、焼却物の方が 993 トン、そして下水汚泥の方が 768 トンということで増加するということでございます。

○塚口会長 西野委員、どうぞ。

○西野委員 私は、一定期間止めたままずっと整備されるのかなというふうに思っていたので、今お聞きして、3カ月に1回程度整備を繰り返されるということで、それあと 10 年使っていかれるということですね。

こここの施設の処理量については大きな変化がないということを説明でお聞きしているのですが、既存施設と比べて、新しい施設の能力はかなりアップするわけですよね。資料を見ましても、単純に割り算で計算しても、廃プラが 25 倍から 27 倍の能力アップで、木くずについては 12 倍程度もありますし、がれきについては 12 倍以上という能力アップになるわけですけれども、なぜこのように大きなものにする必要があったのかと少し思うわけです。処理量に応じたものにすれば、もっと小さいもので済むし、エネルギー量も少なくて済むから、経費の節減にもなるのではないかと思うわけですけれども、それをしないで、これだけ大きなものにするということで、先ほど、整備すれば焼却の効率をアップできるということで破碎機も新しくするのだという御説明もありましたけれども、その辺の関連がちょっと……。かなり能力アップすることについての御説明をいただきたいなと思うのですが。

○塚口会長 事務局、お願いいいたします。

○事務局 破碎機につきましても約 20 年前から使っているというものでございまして、かなり老朽化して、現在、メンテナンスなどもしておりますが、故障が多発しているというものです。かなり旧式のものを使っているというものが現状でございます。

今回、故障が多発しているということもございまして新たな破碎機に取り替えるということでございますが、1つは、先ほども少し触れさせていただきましたけれども、かなり老朽化した焼却炉を延命化させるためには、焼却物の負荷をできるだけ減らす必要があると。つまり細かく碎いたものを焼却するという必要があるということで、これまでの既存のものはギロチン式ということで

裁断型なのですけれども、今回設置されるものは、いわゆるシュレッダーのような形で、二軸回転式というものでございます。ですので、これでかなり細かく裁断できるということが1つございます。

それから、大きな廃棄物を新しい設備では裁断ができるというメリットもございます。

ですので、あくまでも持ち込まれる廃棄物量につきましてはこれまでどおりでございますが、かなり細かく裁断すること、そして、大きなものを裁断することができるというメリットがあることから、今回の破碎機が選ばれております。

○塚口会長 西野委員、どうぞ。

○西野委員 量ではなく、大きなものもできるということでこれだけ大きなものにされたのだということですが、今回の量で、つまり最大限の能力アップした分で申請されているということなのですけれども、今までの廃棄物の量とこれからも変わらないということですが、もしその量が増えていっても、新たに申請する必要はないわけですよね、今の量から増えていっても。ですから、その辺の担保といいますか、その辺は何かあるのでしょうか。

○塚口会長 事務局、どうぞ。

○事務局 まず、今回の事業内容といたしましては、木くず、廃プラスチック、これをメインに処理するという内容になってございまして、がれきにつきましては、今回、取り扱いをする対象項目とはなってございません。しかしながら、焼却物を焼却する際に一部混入しているがれきがあることから、がれきという項目が上がっているということでございます。

今回、建築基準法51条の許可をさせていただくに当たりまして、条件といたしまして、この事業内容の変更がないことという条件を付すこととさせていただきたいと考えてございます。ですので、もしがれき類を本格的に処理するというふうになりましたら、改めまして許可を取り直していただくというような流れにさせていただく予定でございます。

○塚口会長 どうぞ。

○西野委員 今、御答弁いただいたのは私も次に聞かせていただきたいと思っていたのですけれども、今お聞きしたのは申請されている量なのですよ。廃棄物の量がこれまでとそう変わらないのに、かなりの能力をアップされた施設になるということについて、ちょっとお聞きしたかったのです。

今の量について、もし新しい施設でマックスまで破碎しようと思えばできるわけですよね。そのときの、今持ち込まれている量とほとんど変わらないとおっしゃっているけれども、増えた場合どうなのか。やっぱり環境影響も変わってくるでしょうし、交通量なども増えてくると思うのですが、その辺の増えないという、廃棄物の処理量が今とほとんど変わらない、増えないということの担保があるのかなということでお聞きしたかったのです。

○塚口会長 事務局、どうぞ。

○事務局 すみません。そういう意味では、ちょっと説明が不十分だったかと思います。先ほどは、取扱い品目が増える場合にはそのようになりますということでございます。現在のいわゆる木くずや廃プラスチック、これらの取扱量が増えた場合でございますが、破碎能力の最大限まで使われてもこれは再許可ということにはなりません。この点につきまして、影響評価の中で変わってくるのは交通量でございます。交通量は、チェックをする際に、この木くずで最大の処理が行われた場合にどの程度交通量が増えるかということで、今回、検討をしております。

こうした結果、確かに交通量は増えるのですけれども、前面道路及び国道1号線のキャパシティの範囲内でおさまるということは確認してございますので、交通に対する影響は支障ないという判断をしております。

○塚口会長 よろしくございますか。ありがとうございます。

ほかに、いかがでございましょうか。御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○塚口会長 さらに御意見、御質問もないようでございますので、お諮りをさせていただきたいと思いますが、計議第249号議案につきまして、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○塚口会長 皆さん賛成のようでございますので、原案どおり可決いたします。

以上で、議案の審議は終了いたしました。

続きまして、地域まちづくり構想の策定につきまして、報告がございます。

事務局、よろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは、本市では京都駅西部エリアにおいて、平成26年度に「京都市下京区西部エリア活性化将来構想策定委員会」を設置し、目指すべき将来像やその実現方策等について検討を進め、平成27年3月に「京都駅西部エリア活性化将来構想」を策定いたしました。

これまでから本市では、地域のまちづくりに係るビジョンや方針を策定した際には、その内容に即して都市計画マスタープランにおける地域まちづくり構想への位置付けを行っており、今回の「京都駅西部エリア活性化将来構想」につきましても同様に、地域まちづくり構想として都市計画マスタープランに位置付けることにつきまして御報告させていただきます。

お手元にお配りしております左上に「13京都駅西部エリア」と書かれた資料を御覧ください。

(1) 地域の概要について御説明いたします。

京都駅西部エリアは、北は五条通、南はJR京都線、東は烏丸通、西は西大路通に囲まれたエリアを中心とし、その周辺にある東寺や壬生寺等までを含めたエリアで、梅小路公園をはじめ、京都市中央卸売市場や京都リサーチパーク、商店街、文化・観光施設、寺社、大学といった多彩な地域資源が集積しており、京都の成長戦略を推進し、都市格を高めていく上で大変重要な地域となっております。

とりわけ、梅小路公園界隈では、京都水族館や京都鉄道博物館など、民間事業者による大きな集客施設の整備が進む一方で、京都市も、梅小路公園の拡張再整備や、京都市中央市場の施設整備及びそれに伴う「賑わいゾーン」の創出に向けた取組みを進めています。さらに、JR嵯峨野線京都・丹波口間の七条通付近への新駅設置が、平成31年度春の開業に向けて動き出しています。

次に、(2) 地域の将来像について御説明いたします。

①「まちづくりの理念・基本的な考え方」としましては、民間活力と京都市の施策が融合する中で、大きく高まっている本エリアの活性化の機運を確実な

流れとするために策定しました。市民、企業、関係団体が長期的な見地に立った将来ビジョンを共有し、英知を結集して本エリアの活性化に取り組むことにより、周辺地域の活性化の動きと一体となって、20年後、30年後、さらには平安建都1300年に向けて、京都全体の大きな飛躍につなげていきます。

②「地域の目標、将来像」としましては、歴史あるもの「京都らしさ」と時代の最先端を行く「新しさ」が併存しているエリアであり、それ故、多彩な地域資源を有し、施設や団体、事業者、大学など、さまざまな地域主体が存在しています。こうした状況を本エリア最大のポテンシャルとして捉え、「多彩な地域資源をつなげ、京都の新しい賑わいを創出するまち」の実現を目指すこととし、「全ての居住者が安心して暮らし、文化を楽しむまち」「新しいビジネス・活気を生み出すまち」「幅広い世代の人々が多く集まり、楽しめるまち」の3つの柱を掲げています。

恐れ入ります。裏面を御覧ください。

(3)「地域のまちづくりの方針」については、本エリアの特性と地域の将来像を踏まえ、「人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現する交通戦略」、「京都ならではの地域力・市民力を生かした「まちづくりの仕組み」の構築」、「緑やうるおいを感じられるまちなか居住の推進」、「梅小路公園の拠点機能の強化」、「京都・日本の食文化の牽引」、「地域に密着した商店街の活性化」、「KRPを核とした新事業・ソーシャルビジネスの創出」、「鉄道の聖地としての飛躍」、「新たな地域資源の創出と歴史・文化資源の継承」、「低・未利用地（公有地・民有地を問わず）の戦略的活用の促進」といった10の仕組や方策を掲げております。

以上、御説明させていただきましたとおり、「京都駅西部エリア活性化将来構想」に基づく当該エリアにおけるまちづくりを、都市計画マスタープランの「地域まちづくり構想」として位置付けることにより、地域の将来像の実現に向か、都市計画としてしっかりと支援してまいりたいと考えております。

御報告は以上でございます。

○塚口会長 ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問がございましたら承ります。

下村委員、どうぞ。

○下村委員 行政から御報告を受けまして、重複するかもしれませんけど、少し。私は、この梅小路公園に関しては、10何年来、地域の皆さん方とある程度関わっていたといいますか、情報を集めております。そういった意味で、行政と皆さん方以上に熱い思いを持っておりますので、そういった思いで幾つか御質問したいと思います。

もともと、こここの御案内のとおり、平成7年に建都1200年の大きな事業の一環としてここを誘致されたわけですけども、それに大きく寄与された、努力された方が、私の前任の下京区選出の西脇尚一先生という方でございます。ただ、まちなかに大きな縁と、いわゆる自然の命の森というようなものが、また広大な芝生広場、そういうものがあることは大変喜ばしいということでおっしゃっておられたのですけど、せっかくの大きな公園の中で、そういう自然の森などを害することなく、削ることなく、何か京都にとっての大きな、ここに掲げられていますように、成長戦略を推進し、都市格を高めていく、また地元の雇用や、あらゆる近隣の産業への賑わいづくりが梅小路公園を拠点に広がっていくことを願っておられたということですが、残念ながら、その現実を見ることなくお亡くなりになったということなのですが、そういった意味で、私もしっかりとそのお考えを踏襲して今日まで来ているわけですが。

その中で、平成24年の3月14日に、まず梅小路公園の中に水族館という大きなハードなものができた、そして本年4月29日に鉄道博物館、いわゆる日本一という鉄道博物館が4月29日グランドオープンをしたということで。そして、さらに箱物でいえば、平成31年にはJRの新駅が設置される、さらには中央市場の水産棟、青果棟、これらがリニューアルもしくは全面建てかえという形で、大きく今後10年以内に変わっていきますし、現在の中央市場の南側、七条通に面したところの水産棟の位置方面が、約4,000平米ほどありますが、そこには新しい賑わい広場をということで民間活力を活用したということで、箱物を中心に、梅小路公園を中心に、いわゆる大変な効果を高めてい

るのは事実なのですが、もう一つ、ここのお説明の資料にありますように、烏丸から五条から西大路から京都駅へとこの広大なエリアの中で、それを多くの方が回遊していただく。それぞれがどのように個性を出して、特徴を出して、梅小路公園の中の京都駅西部エリアの中でお互いが共存共栄をしていき、そして近隣の行政区、ひいていえば京都市全体にその賑わいが波及するかというのは大きな課題なのですが、ただ箱物だけを設置してあってもなかなか難しいのが現状です。

そのために、昨年度からエリアマネジメントというのができまして、いわゆる6商店街、そして梅小路公園、近隣の学区、また島原地区内の代表の方、リサーチパーク、仏教、大学、民間、多くの方がエリアマネジメントを会議の中で、今後のまたさらなる賑わいづくりをおつくりになるということで検討されていますけど、実は、もう5年ほどたつわけですけど、箱物は積極的にでき上がっていいくのですが、そのエリア内をどのように賑わいを高めていくかということについては、まだまだ将来課題があり、厳しいと思います。

そういうった時期におきまして、今お報告いただきましたように、市民からの意見も平成27年2月ですかお聞きになり、そして平成27年3月に策定された京都駅西部エリア活性化将来構想、こういったものに基づき、都市計画マスタープランの地域まちづくり構想に位置付けるということで、大変私も喜んでおるのは正直なところでございます。

そういうった中で、今後、構想に掲げられているのは、賑わいのあるすばらしいまちづくりが実現するというようなことは大変重要なのですが、私が冒頭から申し上げていますように、なかなか課題も多うございます。したがって、この都市計画サイズをこの都市計画プランの中の地域まちづくり構想に位置付けるということは、大変ありがたいというふうには認識しております。民間事業者をつなぐプロジェクトでも、JR西日本を中心に28の事業所が大きな民間活力を持っていろんな工夫をしています。いわゆる京都駅から梅小路公園へ行くための、いろんな導くような、鉄道の模型のようなもの、いろんなものを30何カ所建っております。

しかしながら、少しお聞きしているのは、やはりどうも、民間の事業者の方も頑張っておられますけど、五条通を起点にお考えのような気もしております。ごめんなさい、七条通ですね。そこからさらに五条通というエリア全体にも広げていっておられる。そういう意味では、この都市計画のマスタープランの中に入れていただく、大変ありがたいと思いますけども、改めてお聞き申し上げますけども、この機会に入れていただくというのは御報告をいただきましたけども、私がいろいろと申し上げた中身、大変難しい課題、問題も現在ある中で、どのように今後お進めになる、そのための第1段階としてこのマスタープランの中に入れられるということですけども、少し将来展望も含めてお考えを、現状でお答えできる範囲で結構でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○塚口会長 事務局、お願ひいたします。

○事務局 ありがとうございます。今回、先生から御案内ありましたように、このエリアにつきましては、水族館、それから鉄道博物館、それから31年春にはJRの新駅が開業の予定ということになっております。非常にエリアの活性化が望まれるということで我々も考えております。このエリアにつきまして将来構想が策定されたということを含めまして、市役所全庁的にしっかりと取組みを進める必要があるなというふうにも考えております。

我々都市計画サイドとしましても、今御案内ありましたように、今回、御報告させていただいておりますように、地域まちづくり構想を策定することによりまして、適宜適切な対応をしっかりと今後していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○塚口会長 下村委員さん、どうぞ。

○下村委員 わかりました。もともと、水族館ができる前に梅小路活性化検討会議というのが初期立ち上がって、それがやはり梅小路だけではなくということで、下京区整備エリア検討会議という形で少し範囲が広くなった。しかしながら、これは下京区だけじゃなくて、京都市全体に大きな波及効果があるということで、現状では京都駅西部エリア活性化という形。そして、その先々の

延長上に将来構想ができたわけですけども。

何度も申し上げますけども、どうかこのプランが、もう一度申し上げますと、水族館ができるときには218億円の経済波及効果があるという説明があり、そして、1,000人の雇用効果を生むと、そういうような説明も当初あったわけです。それが現実に本当にそのような効果があるかということもやはり検証していかないといけませんし、それと同時に、このエリアマネジメントをどのように生かすかということで、この都市のマスタープランに入れていただくということは、かかわっている方もかなり期待を持っておられますので、どうかこれらの構想が、将来、建都1200年の大きなビッグ事業で立ち上がった梅小路公園の位置付けから考えたら、20年、30年というレベルではなくて、建都1300年のときには、このマスタープランに取り上げられたことが大いに力を発揮した、そういうような中身をしっかりとこの機に応援をして、行政の中で力を発揮していただきたい、そのように強く求めておきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○塚口会長 ありがとうございます。

どうぞ。ございますか。

○事務局 ありがとうございます。先ほどの御質問の中で、どのように進めていくのかというような御質問があったかと思うのですけれども、先ほど先生からも少し御紹介ございましたけれども、この3月に、このエリア全体のまちづくりを進めていくための原動力となる組織ということで、京都駅西部エリアまちづくり協議会というものを設立いたしました。メンバー構成といたしましては、地元の自治連合会の代表の方あるいは商店街の代表の方、そして東西本願寺さんであったり、中央市場の卸売の協同組合であったり青果合同さん、あるいは企業代表としてはJRさん、あるいはオリックス水族館さん、それから大阪ガスさん、リサーチパークさんといった、このエリア全体を包括するようないろんなさまざまな代表の方に入っていただいてございまして、島原の保存会の理事長にも入っていただいております。代表には、梅小路公園を指定管理していただいております緑化協会の理事長に代表に就任いただいてございまして、

要は官民合同でまちづくり組織を立ち上げてございまして、そこを中心にしっかりとまちづくりを進めていきたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○塚口会長 ありがとうございます。

ほかに、御質問は。

○川崎会長職務代理者 質問ということではなくて、ちょっと意見なのだけれども。今日配っていただいた西部エリアの全体図というものは、このパンフレットの4ページの絵をおそらくコピーされて同じものだと思うのですが、先ほどの御意見ともちょっと関連するのかもしれません、この地域、円環状ででき上がったところに、水族館であるとか、鉄道博物館というのは産業遺産の歴史を結集したものでありますし、それから、和食のこの中央市場というのは京都のものでありますし、それから西本願寺であるとか東本願寺であるとか涉成園であるとか、昔ながらの古いまちの基盤というのか、京都の持っている建築であるとか、角屋もそうだと思いますけれども、そういうものがしっかりとあって、ターゲットが若い人たちや子供連れもありますし、今、インバウンドということで国際的な観光客の方がいっぱい来られる。ヨーロッパの人なんかは特に京都の文化に関心があるので、こういう一般の水族館であるとかというのはよく見られるところなのでということで、違うところへ、東山の方に行ったりする。

要するに何が言いたいかというと、別々の、文化が違ってターゲットが違うところが1カ所に集まっている。そのことは結集するということで悪いことではないのですけれども、まず、こういう街区の都市で、ソフトやハードやいろんなものがここに詰め込まれているのですけれども、実際上、例えば道路1つにしてもどういうつなぎ方を、商店街の東西軸がグリーンで描かれていますが、どういうふうにつないでいくのか。それから、昔からあるベーシックなまちの文化遺産の上に新しいものがどういうふうに加わって、どういう回遊路が動線として描かれていくのか。

各資源の点であるとか道路の線であるとか街区の面であるとかが、歴史的に

まずどういうものがあって、その上にどういうものを立ち会わせて、どこがどういうふうに具体的につながっているのかというのが、よりわかりやすく、都市の全体像というか、骨格図みたいなものがこここの街区の中でしっかりとマスター プランとして設計図が描かれていかないと、それぞれの協議会が街区ごとに立ち上がっても、ばらばらな目標像を持っていく可能性があつて……。

特に欧米ですと、サンフランシスコとかの市役所ですと、そういう設計図をある程度アーバンデザインの構造図みたいなものを描いて、みんなで共有していくと。それが、市民の協議会と市役所との間の関係をしっかりと保ちながら共有図をしっかりと持っていくことによって、先ほどの箱物施設のそれぞれの主体者もそうですし、それから、それをつないでいく道路であるとか公園であるとかをつくっていく行政側との間の関係も、1つの目標像が見えてくると思うんですね。

ですので、私がちょっと言いたいのは、今のところ、この図しかまだ出てきていないと。将来、これをもう少しわかりやすく、全体像の骨格を何が軸になってどういうふうになるのかということをわかりやすく整理していただく。おそらく動いておられると思うのですが、これは行政が主導しないとこういうことってできないと思いますので、ぜひともまた進めていただければというふうに思います。

以上です。

○塚口会長 お答えをいただいた方がよろしいでしょうか。

○川崎会長職務代理者 もし何かあればあれですが、もしなければ、意見ということで結構です。

○塚口会長 どうしましょう。それでは、事務局、お願いします。

○事務局 今、先生おっしゃったように、このエリア、この地図にあらわしておりますように大変広うございます。先ほど申しましたエリマネの協議会が、全体を網羅する協議会なのですけれども、先行する形で、京都駅から梅小路公園までの間を「梅小路みんながつながるプロジェクト」という、JRさんが事務局になっておられまして、このエリアのまちづくりを中心に、今、先行する

形で積極的な事業を取り組んでいただいてございます。

そのほかに、これまでから、本願寺さんを中心とするエリアであったりとか、リサーチパークさんを中心とするエリアであったりとか、それぞれにエリアごとにまちづくりの動きが徐々にですけれども醸成されつつございます。さらには、中央市場の南側の水産事務所棟を賑わい施設ということで今後整備していく方針でございますけれども、そのエリアを中心としまして、また、まちづくりの協議会、特に商店街を含んだ動きをしていきたいなと思ってございます。

このエリアの広い範囲ですけれども、それぞれのエリアごとにまちづくりを進める協議会のようなものが徐々にですが立ち上がりまして、そういういたものを横軸でつなぎでいくようなことで、それが我々のまちづくり協議会の務めだと思ってございまして、いろいろ、回遊性を高めるとかいう話もございますけれども、そういうそれぞれのまちづくりの横軸でつなぐ中で、今後の取組みを進めていきたいというふうに考えてございます。よろしくお願ひいたします。

○川崎会長職務代理者 横軸の指導力の強さがやっぱり全体像の骨格をつくっていく、強いものになっていくと思いますので、ぜひともそこを強く指導していただければというふうに思います。

○塚口会長 ありがとうございます。

本日お配りいただきましたこの将来構想の中に、このエリアの将来ビジョンなどが書いてございますから、こういうものをベースに、今、川崎委員がおつしやったようなことへ、細部というか、もう少しこの次のレベルぐらいのところで、地域全体をまとめるようなものをつくっていただけたらいいのではないかと思いますね。そのための将来構想でしようからね。こういった将来構想をきちんと活用されるというのが市のお考えだと思いますし、十分に議論をしていただければと思います。

ほかに。どうぞ。

○井上委員 井上でございます。二、三點だけ、ちょっと質問をしたいと思うのですが。

まず、前提で、私がどうもわかったようでわからないので、もう一度だけ説

明願いたいのは、まちづくり構想としてマスタープランに位置付けるということなのか、マスタープランの地域まちづくり構想にこの将来構想を位置付けるということのか。将来構想はこのパンフレットになっているので、この中身だなというにはわかるのですが、位置付けるというのは具体的にどういうことなのか。その議論の前提として、ちょっと御説明というか、教えていただきたいというのが1つです。

それから、2つ目に、なぜ報告事項で、議決の対象にならないのかということについてもあわせて御説明願いたいのですが、いかがでしょうか。

○塚口会長 事務局から御説明をお願いいたします。どうぞお願いします。

○事務局 失礼いたします。地域まちづくり構想につきましては、都市計画マスタープランの一部として位置付けられるものでございまして、この都市計画マスタープランの中に地域まちづくり構想という節が入っておりまして、そこに、新たに地域のまちづくり方針が固まった地域におけるまちづくりの方針につきまして、必要に応じて報告をさせていただいて、順次加えていくという形で位置付けをさせていただいているものでございます。

○塚口会長 もう少しそこを説明していただけませんか。要するに、従来、地域別構想というのがございましたね。それと代替といいましょうか、入れかわるものとして入っていますから、その辺りもう少し説明いただけませんか。

どうぞ。

○事務局 すみません。都市計画マスタープランの中の地域まちづくり構想というのは、第4章に都市計画の方針というのをマスタープランに書いているのですが、その方針に即するものについて基本的にもう少し掘り下げて、もともと、後から構想というのはできてくるものがこのようにあるのですけども、そういうものもできてくれば、4章の規定に即するものであれば、後からでも加除式に加えていけると。硬直化した都市計画マスタープランじゃなくて、全体方針に合致するものは、地域まちづくりのプランとして都市計画マスタープランの一部として加除式に加えていくということになっております。

○塚口会長 井上委員さん、いかがでございましょうか。

○井上委員 それはわかりました。2つ目の質問にお答えいただけますか。

○塚口会長 2つ目の、議決を経なくていいというところですね。それについて、お答えください。どうぞ、お願ひします。

○事務局 恐れ入ります。地域まちづくり構想を都市計画マスタープランの一部として今回位置付けさせていただくという御報告でございますけれども、これ自体は都市計画の議決事項ではないということでございます。

ただ一方、このマスタープランにもしっかりとうたってございますけども、位置付けるときには都市計画審議会に報告をした上でとなってございますので、今回、報告させていただいているというものでございます。

以上です。

○塚口会長 井上委員、どうぞ。

○井上委員 前半の御答弁はそれなりにわかったのですけど、わかったからこそ、議決事項にすべきじゃないかということを改めてやっぱり思うわけです。

というのは、都道府県または市町村が定める都市計画の範囲という説明をしたテキストの中に、冒頭に、都市計画区域の整備や開発及び保全の方針というものが前提的な計画決定の範囲として書かれているわけで、それ以降、地域地区だとか都市施設とか、決定すべき範囲ということがいろいろ書かれているかと思うのですけども、マスタープランにつけ加えると、加除式で加えていくということであればこそ、僕はやっぱり議決の対象として諮っていただきたいというふうに思うのですけれども、もう一度だけお答えいただきたいと思います。

○塚口会長 事務局、お願ひいたします。

○事務局 恐れ入ります。都市計画の議決事項というのは、また別途、法律で定められている部分があろうかと思いますけれども、今回、これ、都市計画マスタープランの一部ということになってございまして、都市計画マスタープラン自体が議決事項という扱いではないということでございますので、今回は報告をさせていただくと。

ただ、都市計画マスタープランの一部ということでございますので、今回の西部エリア活性化将来構想、これがそれと整合している必要は当然あるという

ことでございますので、そういう部分を含めて御報告をさせていただく中で位置付けていくというものですござります。

以上です。

○塚口会長 井上委員、どうぞ。

○井上委員 私は、議決してはいけない項目の中に書いてあれば、いけないのかもしれないけれども、解釈がいろいろ分かれるような項目については、できるだけ民主的な手続を経て決めていくと、こういうことが望ましいのではないかということをやっぱり改めて今の議論を受けて思います。これは私の意見表明ということにさせておいていただきたいと思います。

それで、今日いただいている将来構想のパンフレットの最後のところ、8つの方策の最後の方策の部分で、低・未利用地の戦略的活用の促進という欄に、「都市計画の見直しを含めた検討などを進めるなど、その土地にふさわしい施設の誘致に積極的に取り組む」と書かれております。どう都市計画を見直されようとするのか、あるいは、ふさわしい施設というのは具体的にどういう施設をイメージすればいいのか、この辺りについても御説明願いたいと思います。

○塚口会長 事務局から、よろしく御回答ください。

○事務局 この西部エリアの活性化プランにつきましての方策8の御質問でございます。ここにつきましては、あくまでもエリア全体の活性化というところで、具体にどこの場所をどのようなというところまではまだ決まっておりません。それにつきましては、適宜、低・未利用地が出てきた場合につきまして、個別の中で、どういうような施設内容がふさわしいのか、それを勘案したときにどういうような都市計画の見直しがふさわしいのか、そういうものを個別に判断させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○塚口会長 井上委員、どうぞ。

○井上委員 その同じパンフレットのページの一番上、リードの部分の3行目ですが、「周辺の景観との調和等にも十分配慮する」と、こんなふうに書かれています。わざわざ「配慮する」と書かなければならぬというのは、逆に言え

ば、景観に悪影響を及ぼす危惧があるからではないかということを、うがった考え方かもしれないけれども、危惧を私はするわけですけれども、この点いかがなのでしょうか。

○塚口会長 事務局、お答えをお願いします。

○事務局 あくまでも低・未利用地の活性化ということなのですが、やはり京都のまちにとって景観というのは非常に大事だという認識でおりまして、そこにつきましては、きっちと周辺の景観との調和を図らせていただくという意思を示させてもらったものでございます。

以上でございます。

○塚口会長 井上委員、どうぞ。

○井上委員 だから、わざわざそういうことを書かなければならぬといふのは、やっぱりそういう危惧があるからじゃないかなということを逆に言えば思うわけで、これはまた具体的にいろいろ出てきた段階で、また議論すればいいかとは思います。

要するにこの将来構想は、いろいろ書かれていますが、今取り上げました部分でいえば、規制緩和の方向で、それこそ周辺の景観との調和を図らなければならぬような、具体的にいえば、高いビルが建ったり、俗に言う都市計画の規制緩和ですね、そういう方向に行くおそれがあるのではないかということを今の部分で私は心配するわけですけれども、その辺りもどんなふうに今の段階ではお考えなのか、この辺りいかがでしょうか。

○塚口会長 事務局、お答えください。

○事務局 繰り返しになるかもしれません、低・未利用地の有効活用、戦略的な活用というのは、このエリアの中では必要だという認識はしております。ただし、どういうような内容ということにつきましては、個別具体的な案件ごとに判断をさせていただきたい、このように考えております。

○塚口会長 井上委員、どうぞ。

○井上委員 私は何でこういう議論をさせていただくかということは、御承知のとおり、当該地域は、ほぼ同じ地域で、ちょうど1年ほど前だったかと思い

ますが、去年の7月に都市再生緊急整備地域に指定をされました。それ以前から指定されていた京都駅の南側、北側につけ加えるという形で、去年の7月でしたか、この当該地域とほぼ同じ場所が緊急整備地域に指定をされたと。

そこで危惧しますのは、御存じのとおり、都市計画法では、都市計画の一番原則というのは健康で文化的な都市生活、だから、住民が健康で文化的な都市生活を送ると、及び機能的な都市活動を確保することと、これが都市計画の原則だというふうに言われていると思うのですが。ところが、この都市再生の方では、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上と。順序が入れかわっているというところに、私は都市再生緊急整備地域の位置付けの一番端的な狙いというか、思いというか、あらわれているように思うわけですよね。そこがやっぱり、先ほど来、私が危惧するということを言っていることの中身なわけですけれども、この辺り、都市再生緊急整備地域との兼ね合いといいますか、そこに指定された地域の将来構想だという意味での考え方なりあり方なり、この辺りについても御説明願いたいと思うのですが。

○塚口会長 事務局、お願ひいたします。

○事務局 今、議員から御案内ありましたように、この西部エリアにつきましては、都市再生緊急整備地域に平成27年に指定をされておるという状況でございます。この都市再生緊急整備地域といいますのは、委員からも御案内ありました都市機能の高度化というところにつきまして、やはり都市の中でそういうものが必要なエリアの中に指定をしていくということになっておりまして、まさに先ほど委員から御案内ありました、まちづくり構想の中の低・未利用地などの有効活用、こういうものも意識したような制度になっておりますので、ここにつきましては、今現在、個別どこの箇所をどういうふうにということはございませんが、このプランに掲げておりますように、低・未利用地の有効活用なんかにつきましては、そういう都市再生緊急整備地域の趣旨も踏まえて、我々としてはしっかり検討していきたい、このように考えております。

○塚口会長 井上委員、どうぞ。

○井上委員 最後にしますけれども、先ほど、私は都市計画の原則と都市再生

でうたわれているのと順序が逆になっているということを言いましたけれども、もっと言えば、去年の7月に政府が当該地域を緊急整備地域に指定した政令におきましては、京都駅周辺地域ということで多様な都市機能が集積する都市開発を推進するためだと、そのために指定したのだということをうたわれているわけで、順序が入れかわっているどころか、居住環境の改善ということについては一言も触れてないわけですよね。結局、都市再生の指定というのはそういうことだということで判断せざるを得ないというふうに思うわけです。

しかも、この都市再生といえば御承知のとおり、大臣の関与であるとか民間の企業からの提案であるとか、しかも、この提案というのは一般的な都市計画法による住民主体の提案制度じゃなくて、特別再生独自の提案制度ということですから、これはまた私はいろいろ問題があろうかと思うのです。あるいは民都機構からの交付金の支援であるとか、そういう意味では、いろいろ議論すべきテーマがたくさんある、問題点を抱えているのが都市再生だというふうに私は思うわけで、その地域の将来構想をマスタープランに位置付けるということであれば、少なくとも私はもっと議論を深めてからでないと賛成できないというのが私の今の時点の立場なんです。

だからやっぱり、そういう意見もあるわけですから、最初に戻りますけれども、ぜひ議決の対象として大いに賛否の議論を今後とも深めていく必要があるのではないかと、こんなふうに思いますので、改めてそのことを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○塙口会長 ありがとうございました。

会長として申し上げていいのかどうかわかりませんけれども、もともと都市計画マスタープランというのは都市計画審議会における議決事項ではございませんので、そのところは一応御理解いただきたいと思います。ただし、重要な案件ではございますから、こういうところできちっと報告を少なくともしていただいて議論を戦わせると、こういうことは非常に重要だと思いますので、ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。はい。

○川崎会長職務代理者 ちょっと先ほどの御意見に関連するのですけれども、昨年度の緊急整備の問題であるという中で、1つは、産業や国道幹線軸の中心に当たるところでもあるので、非常に強い経済発展であるとか成長であるとか、これが背景にあることは1つありますし、京都市自身が発展していくときに、都市の南北軸や東西軸やいろいろなものの中で決めていくことがあるのですが、そのことと、もう1つは、災害が起きたときに緊急避難をするであるとか、それから、医療機関としてであるとか、文化的で健康的な生活を送るという問題と高度機能の集積という問題は切り離しているわけではないと我々理解していまして、むしろそのバランスがうまくいくようにする、それも高度機能の1つだというふうに考えていまして、特に老築化であるとか老朽化であるとかいろんなものが進んでいくと。

これから高齢化社会が進んでいく中で都市の活性化がないということは、そこでの生活基盤というのがなかなかしっかりとできてこないこともあるので、そこがうまくリンクするということですので、どちらがどちらかというよりは、そこは実は概念的にはトータルな意味で、生活環境を支えていくのだという意味の一部として昨年の議論もされたんだというふうに私は理解しておりますので、今後も引き続き、そういうトータルな目で見ていくということであると思います。

最終的に、先ほど会長が言われたように、それぞれこういうマスタープランであるとか目標というのは、こういうことを試みましょうということなのですが、最終的に実現をするときには、その土地利用に関するなどを決めないといけませんし、許可申請もやらないといけない、いろんなことをやらないといけないということが具体的に出てくるので、それにチェックをかけるのがここでの審議会の場所であって、ただし、個々ばらばらではトータルでわからないので、全体像の目標像というのはある程度報告としてここで共有化しておくということだというふうに理解しております。

以上でございます。

○塚口会長 ありがとうございました。

ほかに、御発言はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○塚口会長 御質問、御意見も出尽くしたようでございますので、これで地域まちづくり構想の策定についての報告を終わります。

委員の皆様方には、会議運営に御協力いただきまして、ありがとうございました。

これで本日の会議を終わりますが、委員の皆様方にはもうしばらく着席のままお待ちください。

それでは、ひとまず事務局にマイクをお返しいたします。

○事務局 委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。そして、傍聴者の皆様、会議の運営に御協力をいただきまして、ありがとうございました。